

報告資料 3

令和 7 年 1 月 24 日

昭島市教育委員会

教育長 山下秀男様

昭島市学校給食運営審議会会長

学校給食運営のあり方について（答申）

令和 7 年 9 月 18 日付け昭教学給第 171002 号で昭島市教育委員会から諮問を受けた「学校給食運営のあり方」について、慎重に審議を行った結果、本審議会の審議内容がまとまったため、下記のとおり答申する。

記

昭島市の学校給食は、学校給食法に基づき、児童及び生徒の心身の健全な発達に資すること、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを目的として実施されている。

学校給食費については、平成 21 年 10 月の改定以来、食材料の選定や納入、献立内容の工夫等により、市からの補助金等を拡充しながら、価格を据え置いているが、昨今の経済情勢や長引く物価高騰による学校給食における食材料への影響を踏まえ検討した結果、学校給食摂取基準に沿った、安全・安心で栄養バランスのとれた水準を維持するためには、学校給食費を引き上げる必要があるとの結論に至った。

改定額については、学校給食摂取基準に基づき、安全・安心な給食の提供が実施されることを前提として、物価高騰に伴う食材料価格の上昇に伴う影響、消費者物価指数の動向や多摩 26 市の給食費とのバランスを踏まえ、検討した結果、別紙に記載の改定額が妥当であると判断する。また、改定の時期については、現下の食材料の高騰等を勘案し、令和 8 年 4 月から改定することが適当であると思料する。

なお、学校給食費の改定については、保護者及び学校に対し丁寧に説明さ

れるよう努めていただきたい。

以上、次のとおり付帯意見を付し、答申する。

- 1 学校給食用食材料の選定にあたっては、安全・安心な学校給食の提供のため、良質で廉価な食材料を調達できるよう、一層の内部努力を図られたい。
- 2 児童・生徒の健全な育成のため、学校給食摂取基準に留意しつつ、旬の食材や地場産物等を使用するなかで、多様な献立作成に一層努められたい。
- 3 これまでどおり、良質で安定的な学校給食の提供に努められたい。
- 4 今後の社会経済情勢や物価動向等を十分に勘案し、適宜検討することが望ましい。

【別紙】給食費改定の額について

区分	現行月額 (1食当り)	改定月額 (1食当り)	引き上げ額 (1食当り)	改定率
小学校	低学年	3,850円 (229円)	5,045円 (300円)	1,195円 (71円)
	中学年	4,000円 (238円)	5,382円 (320円)	1,382円 (82円)
	高学年	4,150円 (247円)	5,752円 (342円)	1,602円 (95円)
	職員	4,820円 (287円)	5,752円 (342円)	932円 (55円)
中学校	生徒	4,700円 (287円)	6,382円 (390円)	1,682円 (103円)
	職員	5,362円 (327円)	6,382円 (390円)	1,020円 (63円)